



中野市指令 6 第143号

東京都千代田区神田須田町二丁目 5 番
CEエンジニアリング株式会社
代表取締役 山口 洋史 様

令和 6 年 4 月 2 日付けで申請のあった自然休養地開発について、中野市自然保護
条例第10条の規定により、下記のとおり許可します。

記

1 開発地の所在地	中野市大字田上字牧ノ入2500番2
2 開発地の面積	7,802.11㎡
3 開発の目的	太陽光発電設備の設置
4 建築物等の規模	発電出力 495kw・築造面積 2,761.86㎡
5 許可条件	(1) 開発による自然の改変を最小限にとどめ、防災上必要な措置を適切に講じ、良好な自然環境を確保すること。 (2) 開発に着手しようとするとき、若しくは開発を完了したとき、又は開発を中止しようとするときは、中野市自然保護条例施行規則（以下「施行規則」という。）第7条に規定する「中野市自然休養地開発着手・完了・中止届出書」（様式第3号）により、それぞれ届け出ること。 (3) 許可を受けた内容を変更しようとするときは、施行規則第4条に規定する「中野市自然休養地開発（変更）許可申請書」（様式第2号）を提出し、許可を受けること。 (4) 事前協議結果の付帯意見は順守すること。

令和 6 年 4 月 15 日

中野市長 湯本 隆英



あなたが、この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中野市長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中野市を被告として（中野市長が被告の代表者となります。）提起することができます。また、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。